

TRIPS 協定下にあるシンガポール共和国における 知的財産制度の意義の特殊性について

森 哲也^(*)・加藤 浩^(**)

シンガポールは、中継貿易から始まり、輸出志向型工業化のオントレポー貿易で驚異的な経済成長を果たし、新興の「先進国」となった。その知的財産制度は、いまのところ、一般国民よりは国営企業群と FDI と MNCs のような外資企業の活動のためにあり、その意義は歪んで特殊である。他方、知的財産制度の本来の意義は、国民の知的創造を喚起して国の産業の発達に寄与させることにある。よって、これからのシンガポールでは、知的財産制度の制度設計と運用に、国民に向けた工夫があつて然るべきである。

I はじめに

II 「新興先進国」シンガポール

1. 宿命の「商業国家」から「オントレポー貿易」へ
2. 絶対権力を有する「権威主義者」と「開発体制」そして「開発法学」による道筋
3. 「開発途上国」の側面を残すシンガポール

III シンガポールにおける「法の支配／法による支配」と IP 制度

IV シンガポールの WTO・TRIPS 協定への対応

1. 「貿易立国」の国際性と WTO・TRIPS 協定他への加盟
2. シンガポールの国際市場における立ち位置に関する宣言

V シンガポールが採用した IP 制度の例

1. 特許法
2. 意匠法
3. 商標法
4. 模倣品対策としての国境強制措置

VI おわりに

I はじめに

本稿は、シンガポール共和国(the Republic of Singapore, 以下「シンガポール」)を新興の先進国(newly emerging developed country)として捉えて、その知的財産制度(intellectual property system: 「IP 制度」)の意義の特殊性を「開発法学(development

jurisprudence)」の観点から検証する。何故ならば、シンガポールは、「開発途上国(developing country, 以下「途上国」)の特徴である「開発体制(development-oriented system / development system)」, 絶対権力を有する「権威主義者(authoritarians)」の支配, 及び「法の支配(rule of law)あり方, そして「商業国家(commercial state)という特徴を有しており, 既存の経済的価値の取引が中心であつて, 科学技術の分野での新たな経済的価値の知的財産(intellectual properties: IP)の創造を旨としていない。そのようなシンガポールの体質は, 導入した知的財産制度(intellectual property system: IP 制度)の制度設計と運用において, 以下に見るように, 直接・間接に影響している。

II 「新興先進国」シンガポール

1. 宿命の「商業国家」から「オントレポー貿易」へ

シンガポールは、英国の植民地となり、その後マレーシア連邦時代を経て、1965年にリー・クアン・ユー(Lee Kuan Yew)ら華人達によって独立建国された⁽¹⁾。爾来シンガポールは、東南アジアの経済史の専門家イアン・ブラウン(Ian Brown)が示唆するように、中継貿易(transit trade)を軸にした「貿易立国(aim to be trade state)」であり「商業国家(commercial state)」として歴史の宿命を負いながら発展した⁽²⁾。人々つまり内国人(national citizens)の生業の中心は、既存の

(*) 校友、特許業務法人日栄国際特許事務所会長、弁理士、日本大学大学院博士後期課程在学。なお、本稿は、将来的に、著者が日本大学大学院法学研究科博士後期課程において執筆中の博士論文の一部を構成する予定のものである。

(**) 日本大学法学部 教授

(1) 岩崎(2018)pp.4-88を参照。

(2) Ian Brown(1999)pp.2-3,9,212-270を参照。

経済的価値の取引をする商業であり、発明・考案 (invention) のような科学技術分野の新たな経済的価値である IP の創造を旨としない。

そのシンガポールは、国家運営の政策手段 (policy measure) として「開発体制」を強化して来た⁽³⁾。この「開発体制」とは、「政府が開発を最大の目標、かつ体制の『正統性 (political rationality)』に掲げ、その遂行に不可欠と考えた政治経済の諸制度を体系化したもの、具体的には、政治分野の権威主義体制と経済分野の国家主導型開発が結合した体制」をいう。東南アジアにおける「途上国」の殆どが、何らかのかたちでこの「開発体制」を展開して来たが、民主化が進むほどにこれは弱体化するか崩壊した。しかし、シンガポールでは、むしろ「開発体制」は、絶対権力を有する「権威主義者」により強化されて現在がある⁽⁴⁾。

このように、産業開発のために「開発体制」を採り、しかも、内国人が例えば発明・考案のような新たな経済的価値としての IP を自らの富として創造することを目指さない点において、シンガポールには未だ途上国の側面を見る。それは、表-1にあるように、シンガポールの内国人による特許出願件数から理解できる。例えば、2016年にシンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore : IPOS) になされた特許出願合計が 10,000 件であるところ、内国人によるものは、およそ 1,800 件、全体の 18% 程度である。

他方で、シンガポールの内国人は、文学や芸術のような非科学技術分野における創造力は、他の途上国の内国人と同様に、決して先進国の人々に劣らない。例えば、アルフィン サアット (Alfian Sa'at) の短編集『サヤン、シンガポール』⁽⁵⁾ や キャサリン リム (Catherine Lim) の短編集『シンガポーリアン・シンガポール』⁽⁶⁾、そして日本で開催された「東南アジアの現代美術展」の図録に収録された多様な作品を観れば判る⁽⁷⁾。

表-2で示すように、2016年にシンガポールになされた意匠登録出願合計が約 2,200 件であるところ、内国人 (national citizens) によるものが全体の約 31% の約 700 件と、シンガポール内国人のこの分野の IP 創造は外国勢に迫っている。また、表-3では、2016

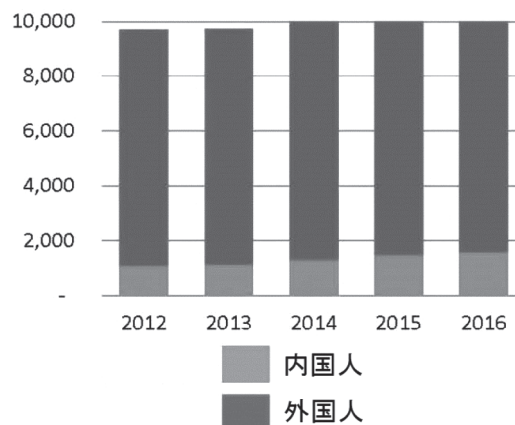
年度のシンガポールになされた商標登録出願合計が約 26,000 であるところ、内国人による商標登録出願件数は約 6,000 件、全体の約 23% となっていて、商標の分野も外国勢を追尾している様子が判る。

シンガポールは、その「貿易立国 (aim to be trading state)」を「開発体制」で支えながら驚異的に経済成長した。フレデリック P. ミラー (Frederic P. Miller et.al)⁽⁸⁾によれば、国民総生産の 48% を製造業と金融業が占めるシンガポールは、「シンガポールモデル (Singapore Model)」の異名で新興の「先進国」の一つというべき存在となった。

シンガポールの経済発展の経緯は、「貿易立国」から「オントレポー (集散地) 貿易 (entrepot trade)」への発展形態を示している。

このオントレポー貿易とは、加工製造業を含む輸出志向型工業化 (export-oriented industrialization)⁽⁹⁾ で、輸入した原料を加工して出来た製品を輸出し、その収入がまた原料調達の資金源となるサイクルに発展したことをいう。このようなオントレポー貿易においては、内国人による IP の創出及び利活用に関する活動の余地は未だ大きく残されており、その消長は IP 制度の制度設計と運用、そして IP 教育にかかっている。

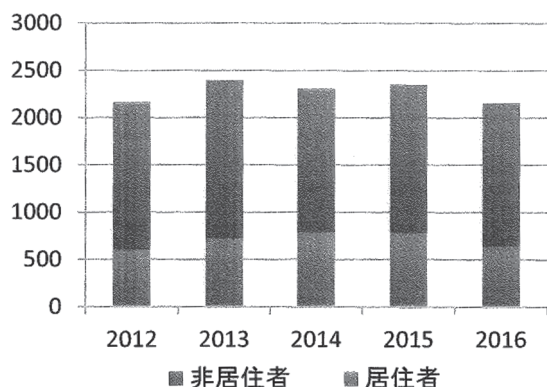
表-1
シンガポールになされた特許出願



出典：2019年5月 JERTO シンガポール知財部・バンコク知財部作成の pdf.p.4 の棒グラフより筆者抜粋。

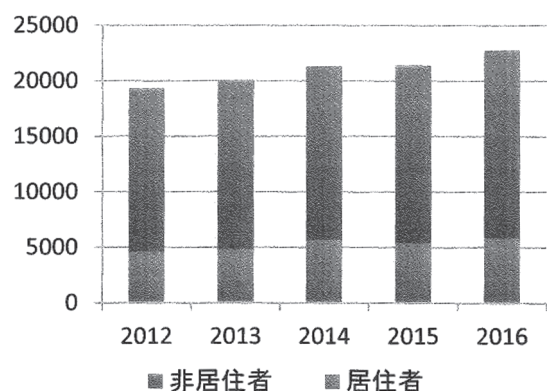
(3) 岩崎 (2009) p.73 を参照。
 (4) 岩崎 (2009) pp.33,35,48,56,57,71-73 を参照。
 (5) アルフィン サアット (2015) を参照。
 (6) キャサリン リム (1992) を参照。
 (7) 国立新美術館と森美術館 (2017) pp.72-74,102,106,112,118 を参照。
 (8) Frederic p. Miller et.al. (2011) pp.5, 122-124 を参照。
 (9) 岩崎 (2018) p.115 を参照。

表-2
シンガポールになされた意匠登録出願



出典：2019年5月JETROシンガポール知財部・バンコク知財部作成のpdf.p.4の棒グラフより筆者抜粋。

表-3
シンガポールになされた商標登録出願



出典：2019年5月JETROシンガポール知財部・バンコク知財部作成のpdf.p.4の棒グラフを基に筆者抜粋。

2. 絶対権力を有する「権威主義者」と「開発体制」そして「開発法学」による道筋

シンガポールの以上のような市場への対応には、リークアンユーから三代にわたる権威主義者達 (authoritarians) が、「開発体制」を徹底して展開したことにその特徴がある。「開発体制」は、具体的には、デヴィッド アブドライ (Devid Abudlai) やポール クルーグマン (Paul Krugman) などが主張するような知

識集約型労働力 (knowledge intensive work force) による知識集約型経済 (knowledge economy : K-エコノミー)⁽¹⁰⁾の構築のため、内国人に広く展開した教育、とりわけ英語教育によるエリート人材育成、賃金の管理や国民への住宅供給による国民への富の分配、政府関連企業群 (state's companies) と外国直接投資 (Foreign Direct Investment : FDI) や多国籍企業 (Multi-National Corporations : MNCs) の導入による工業化などを中心に展開された⁽¹¹⁾。このうち政府関連企業は、シンガポールの国内総生産 (GDP) の60%を担っているが、3,000を超える外資のFDIやMNCsの導入効果が大きいとされる⁽¹²⁾。

そこで、とりわけ学校教育にIP創造教育を導入すれば、教育が「開発体制」によって強力展開されているだけに、IP制度を内国人に認識させ、シンガポールに、知識集約型労働力を醸成して知識集約型経済を構築することができるはずである。

このシンガポールの2017年の人口は561万人 (うち「シンガポール人」と称する永住者397万人)、その民族構成は、華人74%、マレー人13%、印人9%であり、マレーシアと同様に「多民族分節国家 (multi-ethnically segmented country)」である⁽¹³⁾。このことは、シンガポールを一つ国として成り行かせ、かつ「開発体制」を進めるために、権威主義者が登場する必然性を秘めていたことを意味する。

このような新興の先進国シンガポールの開発を論じるために、その「開発体制」との関係で「開発法学」からのアプローチは欠かせない。

「開発法学」とは、途上国の地域の法と、政治・経済・社会発展とのさまざまな関係を究明し、そこで得られる知見を動員しながら、政策提言と共にその批判的検討を行う学問である。

これによれば、途上国には、地域伝統に根差した共同体の共同法理 (community-oriented principle of law) による固有法 (proper law) と、市場法理 (market-oriented principle of law) による市場法と、「開発体制」のための指令法理 (directive-oriented principle of law) による開発法 (law for development) があるとされる。ここに共同法理とは、人間の「群れ」の成員の一体

(10) Abdlai (2004) pp.7-4 を参照。K-エコノミーの構築は、公式「経済成長 = 投入労働力増大 + 投下資本増大 + 全要素生産性 (Total Factor Productivity : TFP)」の中で、TFPを増大させることである。

このTFPの中にIPがありこれを増大させれば、労働者数はそのまま労働生産性が上がって経済成長することになる。

(11) 岩崎 (2018) pp.88-224,115-140 を参照。

(12) Frederic P. Miller et.al. (2011) pp.123-124 を参照。

(13) 外務省『シンガポール基礎データ』(2019)を参照。

<http://www.mofa.go.jp/mofa/area/singapore/data.html>

性を軸とする法理であり、市場法理とは、各個人の「他者性」を認めて対等な契約関係を軸とする法理をいい、そして、指令法理とは、命令・服従の関係を軸とする法理をいう⁽¹⁴⁾。

IP制度の真の目的は、内国人に新しい経済的価値IPを創造させ、以て国の産業の発達に寄与させることであるから、市場法理、共同法理、そして指令法理を均衡融合させて、内国人と市場、そして政府の各機能を最大化させるIP制度の制度設計と運用が必要となる。

3. 「開発途上国」の側面を残すシンガポール

WIPOの設立メンバー国であるシンガポールは、1995年にWTOとその附属書1-CのTRIPS協定に加盟した⁽¹⁵⁾。そこで、シンガポールとTRIPS協定の「国際開発(international development)」支援の文脈にある条項、第65条(経過措置)、第66条(後発開発途上加盟国)、そして第67条(技術協力)との関係で、TRIPS協定上の概念「開発途上国(developing countries)」を検討する。

ここでいう「途上国」は「開発途上加盟国(member of developing countries)」 「後発開発途上加盟国(member of least developed countries)」のことであるが、協定中にその定義はない。

むしろ、TRIPSメンバー国の自己表明によって協定条項の適用関係でグループ分けされることになっている⁽¹⁶⁾。

筆者は、国連の開発計画委員会(Committee for Development Plan: CDP)の後発開発途上国の定義⁽¹⁷⁾を参考にして、「途上国」の定義をTRIPS協定のIP保護の目的と整合する「国際開発(international development)」の観点も考慮して策定した。

すなわち、「開発途上国」は、産業体質が商業中心であって内国人(national citizen)が科学技術関連の新たな経済的価値IPを自らの富として創造しようとする意識に乏しいか、経済成長はしているものなお貧困

問題や極端な所得格差の問題を抱えている国を総称することにした。

なお、在シンガポール日本大使館は、2011年の実績でシンガポール内国人の進学率は中学校は98.1%、高等学校が27.7%、高等技術専門学校が43.4%、大学が26.0%、内国人の識字率が96.4%であったと報告している⁽¹⁸⁾。アマルティア・セン(Amartya Sen)の理論⁽¹⁹⁾によれば、この教育水準の高さと識字率の高さは、シンガポール内国人の自ら持てる機能を選択する「潜在能力(capability)」の高さを意味する。

この観点からすれば、シンガポールはもはや従来の定義の「途上国」とはいえず、「新興の先進国」と目すべき存在となっているのである。

しかし、現在なお、シンガポールが、産業体質が商業中心であって、内国人が新たな経済的価値を有するIPを創造する意識に乏しく、自律的な富の創造力が不十分であるとすれば、途上国として論じることが可能であろうから、筆者はこの立場に立つことにする。

途上国では、形式論の「法による支配(rule by law)」が行われていて、実質論の「法の支配(rule of law)」には及ばない。この点からもシンガポールに残る「途上国的側面」を論じること、理論上の不都合はなからう。

Ⅲ シンガポールにおける「法の支配／法による支配」とIP制度

シンガポールの「開発体制」でも、TRIPS協定に定めるIPRの行使(enforcement)(第41-49条)などとの関係で、IP制度の制度設計や運用における「法の支配」が問題になる。

フリードリッヒ A. ハイエク(Friedrich August von Hayek)は、「法の支配」を、「政府が行なうすべての活動は、明確に決定され前もって公表されているルールによって規制される、ということの意味する。」としている⁽²⁰⁾。

(14) 安田(2005)pp.5,2-32を参照。

(15) 加藤(2017)特許ニュース「アセアン諸国の知的財産制度—第1回—シンガポール(上)」を参照。

(16) WTO, DEVELOPMENT DEFINITION “Who are the developing countries in WTO” p.1を参照。 “There are no definitions of ‘developed and developing’ countries. Members announce for themselves whether they are ‘developed’ or ‘developing’ countries. However, other members can challenge the decision of a member to make use of provisions available to developing countries.” 2020.1.11 retrieved. https://www.wto.org/english/tratop_e/devel_e/dlwt_e.htm

(17) 外務省(2019)「貿易と開発」p.1を参照。
https://www.mofa.go.jp/gaiko/ohrlls/ldc_teigi.html

(18) 在シンガポール日本国大使館(2012)p.3を参照。

(19) セン(2010)p.22を参照。

(20) ハイエク(2013)pp.92-110を参照。

また、トム ビンガム (Tom Bingham)⁽²¹⁾ は、国際法の分野で「法の支配」に人権思想が加わり、これが各国内の国内法に浸透してゆく関係や、その実定性 (substantive effectiveness) を担保する法制度のあり方を論じている。この二者の主題は、西洋発である実質論の「法の支配」とそこから歴史の中で生まれた形式論の「法による支配」である。

そして、1600年代中国明末の哲学者・政治運動家、黄宗義は、その著書『明夷待訪録』⁽²²⁾で、夏、殷、周の聖王達までは民のための「法」があったが、以降、王達はひたすら我欲に走りながら法を道具として統治したことにより、中国に「法」はなくなったという。

因みに、この「法の支配」の概念のあり方について、ニック チースマン (Nick Cheesman)⁽²³⁾ の、途上国の現実に則した研究がある。ニックの研究は、ミャンマーの「法の支配」に関するものであるが、ミャンマーのような途上国では、「法の支配」概念は、これと対峙する概念を対比しながら特定するべきであると指摘して、それらを一括する用語として「法と伝統秩序 (law and order tradition)」を充てるべきであるとする。ニックの思考枠組は、典型的な「法による支配」から実質論の「法の支配」に近づける中間段階の概念を提供しているように思える。この理論もまた、シンガポールに適用できる。

ジョシエ・ラジャー (Jothie Rajah)によれば、シンガポールは人民行動党 (People's Action Party) の一党独裁体制で成り立っている。この政権与党は、シンガポールを非社会主義であり民主主義の国とする基本姿勢で、治安維持のために権力を行政に集中するように、法律には適用例外を設け、また、公民権や個人の権利を抑圧し、同時に商売では自由「西欧」の法に釣合せる「二重法治制」を採るのである。このようなダブルスタンダードの思想で、しかもリークアンユーを始めとする「ワンマン (one-man)」達が、反対派の者又はグループを、露骨な手段で政界から追い落として来た。例えば「公共秩序法 (Public Order Act)」や「対蛮行法 (Vandalism Act)」のような法律を根拠にしてその対抗

候補者を訴え、特に名誉棄損訴訟を多用し、裁判所もそれを容認するのである⁽²⁴⁾。これは、法律を権力独占のための道具とする「法による支配」に他ならない。

しかし、2019年にワールド ジャスティス プロジェクト (World Justice Project) が9つのファクターを挙げて、先進国も含めた102カ国の「法の支配」の充実度合いにつき報告したランキング⁽²⁵⁾によれば、2018年で第9位であり、シンガポールの「法の支配」水準は高い。

そして、シンガポールは既にGDPにおいては世界屈指の国となり、内国人も豊かな生活を送っている。ここから、当地で行われている「法による支配」も国家統治の現実主義 (pragmatism) に適う合理性がある。

しかし、シンガポールのIP制度は、「開発体制」の展開下で「貿易立国」を進めることで、次に述べる国際的な視座から「法の支配 - 法による支配」の線上における座標位置が問われることになる。

IV シンガポールの WTO・TRIPS 協定への対応

1. 「貿易立国」の国際性と WTO・TRIPS 協定他への加盟

シンガポールがWIPOの原加盟国としてTRIPS協定などIP関係諸条約に加盟したのは、この国の生い立ちから来る「中継貿易」「貿易立国 (aim to be trading state)」の国際性が政策の基本にあったから当然の成り行きといえる。

シンガポール政府は、これらの条約の義務を履行する関係法制の行政を担う専門官庁として、シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore: IPOS) を2001年に立ち上げた。IPOSは、知的財産権庁設置法によって設置され (特許法第2条解釈(1)中「庁」の定義を参照。)、法務省の管轄下にあつて⁽²⁶⁾、鋭意運営がなされているようである⁽²⁷⁾。

こうして新たに出発したIP制度を在野で支える法律事務所も、国家の機能を反映するように、幅広い守

(21) Bingham (2011) pp. 66-109, 117, 118 を参照。

(22) 黄宗義著・西田太郎訳 (1964) pp. 24-29 を参照。

(23) Nick (2016) pp. 15-17 を参照。

(24) Jothie Rajah (2012) pp. 23-24, 7-69 を参照。

(25) World Justice Project (2019) pp. 6, 16, 20-29 を参照。

(26) 熊谷 (2016) ICD ニュース第 67 号, p. 9 を参照。

<http://www.moj.go.jp/content/001187305.pdf>

(27) 2019 (平成 31) 年 3 月 13 - 15 日、筆者が所属する日本大学大学院での研究の一環としてシンガポールのフィールドワークを行った際に訪れた IPOS の対応担当官の説明を受けた。

それによれば、特許審査官 100 名のうち 90 名が何らかの技術分野の博士号を持っているとのことであったので、シンガポール政府の IP 制度に対する強い意気込みが窺えた。

備範囲を有しているのが理想とされる。例えば、本学大学院のフィールドワークで訪れたドナルドソン・バーキンショウ(DONALDSON & BURKINSHAW)法律事務所は、1874年11月6日に事務所名に象徴される2名の創業者によって創業された、シンガポール建国の歴史を共有している老舗である。事務所の職員も総勢約80名、そのIP部門は約40名で、事務所職員数の約半分を占めていた。そしてその大方の受任事件は、外国からの出願であった。

2. シンガポールの国際市場における立ち位置に関する宣言

シンガポールが2013年4月に公表した次の10年の基本計画の中で、シンガポールをアジアの世界的なIPハブ(IP Hub)として発展させるという政府見解を述べている⁽²⁸⁾。そこでは、シンガポールの三つの戦略的目標となるべき項目として(i)IP活動と管理の拠点、(ii)価値あるIP出願の拠点、そして(iii)IP紛争の解決拠点が挙げられている。これらは、地域及びそれを超えた連携動作に長けた人材確保と、IP活動に通じる発展的な環境の構築によって達成できる。

この基本計画は、2017年に「IP運営委員会勧告(IP Steering Committee's recommendation)」として、「知的財産(IP)ハブ マスタープラン(UPDATED to the Intellectual Property (IP) Hub Master Plan)」という形に具体化して公表された。このことは、現代のシンガポールが、IPの保護が世界大で拡大強化されることの合理性を容認し、IPを国家運営の手段として駆使する姿勢を明らかにしたことを意味する。また、これによりシンガポールは、「国際バリューチェーン(global value chain)」の中でのIPに関する国際市場における立ち位置も明らかにした。

因みに、初代首相のリークアンユーは、シンガポールの工業化を目指して外国資本をこの国に誘導するために、コモン・ロー(common law)システムの発展形態としての契約法と共に、とりわけ中国との関係で市場優位(market advantage)に立てるようにと、IP

保護を重要視していたとされる⁽²⁹⁾。このことから、シンガポールのIP制度の意義の原点が、外国資本の活動に資する環境整備と国際市場でのIP秩序の維持にあったことが観察できる。

シンガポールはまた、国際連合の専門機関である世界知的所有権機構(World Intellectual Property Organization: WIPO)の仲裁機関(WIPO Arbitration and Mediation Center)を招致している⁽³⁰⁾。まさに、シンガポールは、交錯する貿易関係で生じるIP紛争の調停役を担おうとしている。

V シンガポールが採用したIP制度の例

シンガポールは、TRIPS協定を含めIP関係の諸条約の義務を履行するために、特許法をはじめとする諸IP法を制定した。

しかし、地理的表示(geographical indicates)やノウハウ(know-how)は、コモン・ローの手法で事例毎に検討される⁽³¹⁾。

なお、シンガポールにおいては、とりわけ内国人向けのIP創造喚起の制度として、小特許あるいは実用新案制度の制定が望まれるのであるが、政府の目が国際社会の方のみに向いているせいか、未だにその制度はない。

他方で、IP法制度は、指令法理が基本となる行政法(administrative law)の分野にも属しており、法技術的に成文法(civil law)でなければ円滑かつ十分な展開が困難な性格を有している。TRIPS協定加盟に先立ち特許法を整備し、その後間もなく意匠法や商標法も逐次的に整備して来た所以はここにある。かくして、シンガポールは、IP制度の分野でコモン・ロー原則から成文法制度の世界に踏み込んだ。

以下に、特許法、意匠法、そして商標法の条文⁽³²⁾の要点部分を、次のように個別に検討する。

1. 特許法

TRIPS協定への対応として整備した特許法⁽³³⁾では、

(28) Government of Singapore・Intellectual Property Office of Singapore (2017) pp.1,9を参照。
https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/about-ipos-doc/full-report_update-to-ip-hub-master-plan_final.pdf

(29) Joheie Rajahr, (2012) p.29 脚注139を参照。

(30) Aceris Law LLC (2018) 『国際仲裁情報』「シンガポール国際仲裁」を参照。
<https://www.international-arbitration-attorney.com/ja/international-arbitration-in-singapore/> 2019年12月4日アクセス。

(31) JETRO (2018) 『工業および知的財産権供与に関わる制度』p.3を参照。
http://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_08.html

(32) 経済産業省・特許庁 『諸外国の法令・条約』外務省条約局和訳参照。
https://www.jpo.go.jp/sjoryou/s_sonota/fips/mokuji.jtm

(33) 経済産業省・特許庁 『諸外国の法令・条約』
https://www.jpo.go.jp/sjoryou/s_sonota/fips/mokuji.jtm

特許要件として、新規性(novelty：第14条)の他に進歩性(inventive step：第15条)や産業上利用可能性(applicability to industry：第16条)、特許権に関する諸事項(第47条以下)、職務発明(第49条)、実施契約(第53, 54条)、市場法理が支配する私的自治の原則の例外として指令法理が顕著に働く強制実施権(第55条)などを規定する。

そこで、内国人に向けて要となる事項及びその関係条文について次に分析する。

(1) 「発明」概念

「発明」概念が法文上明確に示されれば、内国人が科学技術分野でIPを創造する方向が明確になる。これによって、特許制度が発明を保護して産業の発達に寄与する目的を達成できる。

しかし、米国の特許法(35USC)の規定ぶり⁽³⁴⁾と同様に、シンガポールの特許法には「発明」を直接的に正確な用語で定義する規定は存在しない。シンガポールは、発明の定義が存在しないことによって、米国で大問題となった概念である「特許適格性(patent eligibility)」が浮上して、制度運用上の困難に直面することになる。米国では、連邦最高裁判所が“*Mayo Collaborative v. Prometheus Laboratories, Inc.*”事件⁽³⁵⁾で示した、「特許適格性」なる概念が問題になった。「特許が特許適格性の判例上の例外に該当するとき、その例外を著しく超える(significantly more than the judicial exception)要素が追加されているかどうか」という非常に難解な規準が示されたことで、実務に大混乱を起こした。

ところで、シンガポールでは、特許要件の「新規性」を規定する第14条、及び、「進歩性」を規定する第15条で、「技術水準」の用語を用いている。この用語に関して、日本の特許法第2条の発明の定義規定⁽³⁶⁾を類推して、シンガポールでの定義構築に利用できないだろうか。すなわち、シンガポールにおいても、「発明」は、少なくとも、自然法則を利用した技術的思想の創作であるということが出来る。「発明」をこのように定義しておけば、シンガポールにおいても、「創作」では

ない「発見」は、特許法による保護の対象とはならないし、米国のように「特許適格性」のような運用解釈が困難な事態は避けられる。そして、保護すべき発明の概念が明確になる改正がなされれば、特許制度の入り口が内国人に明確になり、内国人が自らの特許されるべき発明を明確に認識できて特許出願を容易にする。

(2) 「新規性」

シンガポールの特許法では「新規性」について次のように規定する。

「第14条 新規性」

(1) 発明は、それが技術水準の一部を構成しない場合は、新規と看做される。(2) 発明の場合の技術水準とは、その発明の優先日前の何れかの時点で書面若しくは口述による説明、使用又は他の方法により(シンガポールにおいてか他所においてかを問わず)公衆の利用に供されているすべての事項(製品、方法、その何れかに関する情報又は他の何であるかを問わない)を包含するものと解する。

(3) 特許出願又は特許に関わる発明の場合の技術水準とは、次の条件が満たされるときは、その発明の優先日以後に公開された他の特許出願に含まれる事項をもまた包含するものと解する。

(a) 当該事項が当該他の特許出願に、出願時にも、公開時にも、含まれていたこと、及び

(b) 当該事項の優先日が当該発明の優先日よりも早いこと(以下省略)」

「第17条 優先日」

(1) 本法の適用上、特許出願に係わる発明の優先日及び当該出願に含まれる何らかの事項(当該発明と同一であるか否かをとわない)の優先日は、本法の他の規定が定める場合を除き当該出願の出願日とする。」

要するに、シンガポールでの「発明」の「新規性」は、「世界公知」を基礎にして判断されるのではあるが、その発明が特許「出願日」前に存在していなかったことを意味している。この点は、日本の特許法第29条が「特許出願前に… …公然知られた発明」の判断が当該発明の「出願時」を基準にすることと定めていることと大

(34) 35USC 100条(定義: Definition)

When used in this title unless the context otherwise indicates

(a) The term “invention” means invention or discovery.

(筆者訳 本法においては、他に規定がない限り、「発明」は発明又は発見をいう。)

この規定ぶりは、特殊な個々の事象から一般的な命題を導き出す帰納法的思考より成り立っていて、コモン・ローの世界に馴染むが、結論として定義の仕方が問いに対して問いで答えるかたちとなっていて定義がなされていないと同様である。

(35) SUPREME COURT OF THE UNITED STATES (2011) pdf を参照

<https://www.supremecourt.gov/opinions/11pdf/10-1150.pdf>

なお、米国でのこの問題は、米国弁護士本橋美紀女史が米国における前記判例の他に多数の判例を調査研究し、2019年5月29日に日本大学法学部国際知的財産研究所(所長・三村淳一教授)で発表した。

(36) 日本特許法第2条第1項 発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

大きく異なる。

つまり、シンガポールでは、ある日の午後に当該発明の出願がなされた場合、その発明の「新規性」は当該日の午前中に公開された同じ発明あるいは技術によっては喪失しない。

(3) 「進歩性」

シンガポールの特許法では「進歩性」について次のように規定する。

「第15条 発明は、それが第14条(3)を考慮に入れずに第14条(2)のみについて技術水準の一部を構成する何れかの事項に鑑みて当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性があると認められる。」

この規定も、運用がどうあるべきか難解なところがあるが、要するに当該技術の熟練者、すなわちその技術分野における通常の知識を有する「当業者」にとって自明な技術ではないことを、「進歩性」があるとするのである。しかし、シンガポールが国際社会でIPハブ(IP Hub)を目指していることもあって、「進歩性」の水準が国際的な水準とハーモナイズして、内国人当業者の水準より高く運用される可能性がある。

IPOSの特許審査規準⁽³⁷⁾においても、「当業者」の「共通の一般的知識」は「当業者の大多数によって知られているのでない限り共通の一般的知識の一部とはみなされない」とされており、「当業者」は広く想定されていることが判る。また、この審査基準の解説には、マレーシアが高い水準の「進歩性」を設定する基準となった英国のウインドサーフィン事件(RPC71号)⁽³⁸⁾の4段階判断法も引用されている。その第4段階目の当業者に“whether they(筆者注「人々」)require any degree of invention.”とあり、当業者を広く想定しているものと読める。

従って、シンガポールでは、仏教経済哲学(知足経済哲学 economic philosophy of temperance)のエルネスト フリードリッヒ シューマッハー(Ernest Friedrich Schumacher)提唱の「中間技術(intermediate technology)」⁽³⁹⁾のような、伝統技術に多少の改良・改善を加えた程度の発明は保護され難い。

ここから、「商業国家」シンガポールにおいて内国人

の発明を奨励するための、「進歩性」水準を低く抑えた運用と、タイのように、保護対象が物品に限定されない実用新案保護の制度あるいは小特許制度の併設が望まれる。

なお、中国の同様の制度に、登録前実体審査の制度がなかったので乱用が指摘されていたし⁽⁴⁰⁾、現在のタイにおいても、「小特許」において登録前実体審査の制度がないことから制度の乱用が想定される。そうであれば、シンガポールにおいてはその轍を踏むことなく、特許前実体審査のある実用新案制度あるいは小特許制度を設けるべきである。

とりわけ、「進歩性」水準を低く抑えるためには、タイの中央知的財産・国際貿易裁判所(Central Intellectual Property and International Trade Court: CIPITC)の判決(1258/2542)は見做すべきである⁽⁴¹⁾。

同判決は、冷間鍛造でなる鋼棒で「コンクリートの機械的接合を補強するための方法及び装置」のタイ特許第4575号侵害刑事事件であり、問題の発明は「進歩性」がなく特許は無効であると被告が主張した。しかし、裁判所は、コンクリート業界でコンクリートの機械的に接合鍛造された鋼棒を用いることは、コンクリートの技術分野の当業者の通常の知識ではないから、この発明は「進歩性」があると認定した。これは、「当業者」の範囲を狭く認定してその発明特許の有効性を宣したものである。

(4) 産業上の利用可能性

シンガポールの特許法第16条(1)(2)は「産業上の利用可能性(industrial applicability)」について規定する。

この「産業上利用可能性」における「産業」は、吉藤幸朔らがいうように、一般的に生産業であるとされているので、生産を旨としない医療業は産業ではなく⁽⁴²⁾、特に同条(2)は、「人若しくは動物の体の外科術若しくは治療術による処置方法又は人若しくは動物の体について行う診断方法の発明は、産業上利用可能であると認められない。」としている。

この規定ぶりは、欧州特許条約第53条(3)と同様であり、TRIPS協定第27条第2項が許容する不特許事由とも整合していることから、シンガポールの「貿易

(37) IPOS, *Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS*, pp.11,12 D.The person skilled in the art を参照。

<http://www.sai-e.org.sg/intellectual-property-law-of-singapore-softcover-edition>

(38) Swarb.co.uk (2019)4, 7を参照。-,

<https://swarb.co.uk/windsurfing-international-inc-v-tabur-marine-great-britain-limited-ca-1985/>

(39) Schumacher (2010)pp.56-66を参照。

(40) 加藤浩(2012)が、2012年12月12日開催の日本弁理士会の継続研修会で、この中国の乱用状況を報告している。

(41) タイ特許第4575号侵害刑事事件 CIPITC の判決文(1358/2542) (英訳 S&I アジア)を参照。

(42) 吉藤(1996)pp.66,67を参照。

立国」における国際調和の顕れでもあろう⁽⁴³⁾。

(5) 職務発明

産業界における発明は、その多くが企業の従業者たる自然人(human being)がその精神活動を通じて行っている。従って、「特許を受ける権利(right to obtain a patent)」の帰属原則を原始的に従業者とするのが「当為(G:sollen)」であり、それに則っている米国モデルが正しい。

いずれにせよ、産業界においては、R&Dに投資する使用者と、精神活動を通じて発明をする従業者との利害調整が必要となる。これが職務発明制度であり、シンガポールにも特許法第49条の規定がある。

「第49条 従業者発明に関する権利

(1) 如何なる法規の如何なる規定にも拘らず、従業者による発明は、同人とその使用者との間では、次の場合は、本法の適用上及び他のすべての目的で、当該使用者に帰属すると解される。

(中略)

(2) 従業者により行われるその他の発明は、同人とその使用者との間では、前記の目的で当該従業者に帰属するものと解される。(以下省略)

同条(1)では、職務発明の「特許を受ける権利」を使用者に帰属させる原則を定める。これは、発明者の権利を軽視し、発明者の発明意欲を削ぐ制度であって、結果的に使用者のR&Dの活動を阻害することになる制度に他ならない。

シンガポールが輸出志向型工業化によるオンクトレポー貿易を続けるには、この職務発明制度における「特許を受ける権利」の従業者帰属原則への転換は重要になる。

そして、シンガポールの労働者をいわゆる「知識集約型」に改造して新たな経済的価値の創造をさせるためにも、職務発明の「特許を受ける権利」の従業者帰属原則の意義は大きくなる。

しかし、シンガポールの職務発明制度における「特許を受ける権利」の使用者帰属原則は、実質論における「法の支配」に従うのではなく、形式論の「法による支配」に本質部分で妥協していることになる。開発法学という指令法理が強く働き、発明という精神活動で職務発明をする従業者の権利を軽視した立法現象であ

り、法改正が望まれる。

(6) 強制実施権

TRIPS協定の第31条は、指令法理が働いて私的自治の原則の顕著な例外となる強制実施権の制度を加盟国で運用するための条件を厳しく規定している。

すなわち、国家緊急事態のような場合を除いて、先ず権利者と協議をし、その協議が不調に終わったことを要件とすること、発明使用の目的が公的で非商業的である、若しくは反競争行為を是正する目的である場合に限り、この事前協議の義務が免除されること、その使用は当該加盟国内に限る非排他的な通常実施権であること、そして、ある特許発明が他の特許発明の使用なしでは実施できない「利用関係」にある場合は、当該発明の実施が重要な技術の進歩が見込まれる場合に限られることを課している。

シンガポール特許法第55条は、このTRIPS協定の規定に対応して強制実施権の制度を規定する。

先ずこの実施権付与の機関は裁判所であり、反競争的慣行を是正するためのみに限って実施権を認めるとして、TRIPS協定より厳しい制度となっている(特許法：以下「法」第55条(1))。このことは、コモン・ローの世界にあって行政を司法に担わせるが如くであるが、事の性質上、指令法理が強く働くことから、「法の支配(rule of law)」と司法の役割の観点から微妙な違和感を呈する。むしろ「法による支配(rule by law)」そのものである。

また、この強制実施権を設定する条件としては、TRIPS協定で第31条(b)の事前協議の努力を課せおらず、開発法学という市場法理が働く余地はない。

但し、いまのところ、シンガポールにおいて強制実施権設定の実例はないと報告されている⁽⁴⁴⁾。

なお、シンガポールでは、政府関係の役務のために特許権者の特許発明を使用する条件については別に規定がある(法第56, 57条)。公共の非営利目的で、又は国家非常事態若しくは他の緊急事態のとき、更には同盟関係で国防目的がある場合の政府関係による特許権者の特許発明の実施は「特許権の侵害にはならない」と規定する(法第56条(1)(2))。

これは、私的自治の原則に基づく実施契約ではなく、政府が指令法理に基づく強権発動で特許権者の特許発

(43) 欧州特許庁(2013)第53条 特許性の例外 欧州特許は次のものについては、付与されない。

(前省) (c) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の診断方法

この規定は、これらの方法の何れかで使用するための生産物、特に物質又は組成物には適用しない。

(44) 特許庁pdf「シンガポールにおける強制実施権の概要」p.2を参照。

http://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/senryaku_wg/document/09-shiryou/file4_6.pdf

明を使用することを法律で認めるものである。このことも、シンガポールの「法の支配」の実態は、指令法理が抵抗なく展開される「法による支配(rule by law)」の事例といえる。

この強制実施権の設定も発動された実績はなく、シンガポールが既に先進国の仲間入りをしている側面があることの証の一つでもある。

2. 意匠法

シンガポールの内国人は、文学や芸術のような非科学技術分野における創造力においては、他の途上国の内国人と同様に先進国の人々に劣らない。従って、商品の外観である意匠の創作には、その能力・資質も先進国の人々に伍して高いものがあるはずである。それは、II 1. で述べたように、2016年にシンガポールになされた意匠登録出願合計数に対する内国人の出願件数比率が特許出願のそれに比して高いことから判る。従ってシンガポールの意匠制度には、シンガポール内国人の意匠創作の喚起に貢献しているところが観られる。そこで、商品の外観である意匠は、市場の購買意欲を直接刺激して市場を活性化する機能を有することから、意匠法はシンガポールにとって重要なIP法政策の一つとなる。

そのシンガポールの意匠法には、独自の特徴が顕れている。すなわち、シンガポール意匠法第2条(解釈)において、

「『物品』とは製造品をいい、次を含む。

(a) 物品の一部で、別個に製造及び販売されるもの、及び

(b) 組物

芸術品に関して対応する意匠とは、物品に適用されると当該作品の複製となるような意匠をいう。

(中略)

『意匠』とは、工業上の方法により物品に適用した形状、輪郭、模様又は装飾の特徴をいうが、(後略)」

とある。これによれば、シンガポールにおける意匠は日本意匠法上の⁽⁴⁵⁾意匠と実質的に同じであり、シンガポールでも、「部分意匠」や「組物の意匠」も保護されることになっている。

また、法第9条(芸術作品)に関する規定として「(1)(前略)芸術作品の著作権者により又はその同意を得て対応する意匠登録出願がなされた場合は、その意匠は

本法の適用上、その芸術作品についてなされた先行使用のみを理由として新規でないものとして扱われることはない。(以下省略)」としている。

(1) 意匠の定義

現行のシンガポールの意匠法(以下「法」。)を概観すると、コモン・ローの国ではありながらも、保護すべき意匠についてある程度纏まった定義がなされていることが判る。

(2) 部分意匠

意匠の定義にある「物品」について、「物品」とは製造品をいい、物品の一部で、別個に製造及び販売されるものも含むとしている(法第2条(a))。これは部分意匠を保護する制度であり、単一物品の一部分であってもそこに新規な特徴があれば、物品全体の外観から開放してその部分の外観的特徴を保護するという制度設計である。意匠法制度の機能を広げるものとして妥当な制度である。

(3) 組物の意匠

シンガポールでも、日本と同様に、同時に使用される二以上の物品であってそれらの物品全体に統一性がある意匠(日本意匠法第8条参照)は、組物の意匠として保護される(法第2条(b))。この制度も意匠法制度の機能を広げるものとして妥当な制度である。

(4) 既存の芸術作品のモチーフを利用した意匠

モチーフが絵画のような芸術作品から採用されたものであっても、物品の外観として特定されていれば意匠として保護される(法第9条)。これは、意匠の創作性についてコモン・ロー上の原則を単に確認した規定であるといえる。

(5) 職務創作意匠

シンガポールでは、職務創作になる「職務意匠」の「意匠登録を受ける権利」の帰属原則は使用者帰属となっている(法第4条(3))。ここでも、特許法と同様に、開発法学にいう指令法理が強く働いていて、しかも「法の支配」ではなく「法による支配」が行われている証となる。よって、企業から生れる「職務意匠」の創作を鼓舞するように、「意匠登録を受ける権利」の帰属原則に従業者側とする法改正が望まれる。

(6) 登録意匠の政府関連使用

法第45条には「登録意匠の政府関連使用」が規定されている。その「政府関連使用」は無償であるとされる(法第46条)。物品の外観である意匠に対する政府関

(45) 日本意匠法第2条第1項 この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む…)の形状模様もしくは色彩又はこれらの組合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

連組織の無償使用には、合理的な理由がなく、自由主義経済市場に働く「市場法理」からして「正当性」を欠く。ここにもシンガポールの特殊な「法の支配」、つまり意匠権者の権利を甚だしく冒す態様で「法による支配」が行われていることが顕れている。

(7) AI時代の意匠創作者

昨今、日本のみならず世界で、人工知能(Artificial Intelligence: AI)が創造した成果の帰属が問題となっているが、シンガポールでは、「意匠の創作者」は、意匠の創作においてAIに必要な手配を行った者であると規定した(法第4条(6))。これは、意匠の創作者はAIを使用した者、つまり自然人であることを宣言しているのである。一般的に、法律上権利の主体となり得るのは「人」であり、その「人」は自然人と法人だけであるとされるので(日本民法3, 34条)、「自然人」の範囲でシンガポール意匠法のこの規定は妥当であろう。

3. 商標法

商品や役務の目印である商標には、商品や役務の表示機能、商品や役務の品質保証機能、そしてその商品や役務を市場に広く認識させる広告的機能⁽⁴⁶⁾がある。このような機能を有する商標は、商人の財産として保護されるべきであると同時に、市場の秩序も維持する公的な性質もある。つまり、商標制度は、市場の秩序を維持しながら商人の権利を護り、もつて産業の発達を期する。

前述のように、シンガポール内国人の文学や芸術のような非科学技術分野における創造力は低くない。従って、市場における購買者の目に強く訴える態様の標章を創作あるいは選択することは、シンガポールの内国人にとって困難なことではない。これは、II 3.で述べたように、シンガポールになされた2016年度の商標登録出願合計数に対する内国人の出願件数比率が特許出願の場合より高いことから判る。このことは、シンガポールが「商業国家」として商業活動において活発なことと、内国人がその能力及び資質によって容易に商標選択ができていたことを物語っており、商標制度も内国人に有効に機能して本来の意義を発揮しているといえる。

以下にその商標法(以下「法」。)の要となる規定を概観する。

(1) 定義一般

〔第2条(解釈)

(1) (前略)

『営業標章』グラフィックとして表現でき、営業を識別するために用いられる標識をいう。

『証明標章』第61条において与えられる意味を有する。

『団体標章』第60条において与えられる意味を有する。(中略)

『地理的表示』⁽⁴⁷⁾とは、地理的表示法(Cap.117B)第2条と同一の意味を有する。

『国際商標(シンガポール)』とは、マドリッド議定書に基づきシンガポールにおいて保護を与えられている商標又は大臣が国際商標(シンガポール)として定めている商標をいう。

『標識』とは、文字、単語、名称、署名、数字、図形、ブランド、標題、ラベル、チケット、形状、色、包装の概観又はこれらの組合せを含む。

(中略)

『商標』とは、図形表示する能力があり、かつ、ある者が業として取り扱う又は提供する商品又はサービスと、その他の者がかく取り扱う又は提供する商品又はサービスとを区別する能力のある標識をいう。

『周知商標』とは、

(a) シンガポールにおいて周知の登録商標、又は

(b) シンガポールにおいて周知でありかつ、次の者の未登録商標をいう。

(i) 締約国の国民、又は

(ii) そのような国に居住する者又は現実かつ実際に工業的又は商業的な企業を有する者

当該者がシンガポールにおいて事業を営んでいるか否か又はのれんを有しているかは問わない。

(2) (省略)

(3) 本法において商標というときは、文脈上他に要求されない限り、団体標章又は証明標章を含む。(以下省略)

これらの規定は、シンガポールがコモン・ローの国であることから、様々な事実態様を帰納法的に纏めた様子が顕れており、「商標の定義」としては明確性を欠き、行政の運用や司法判断の積み重ねに任せなければならないところが少なからずある。

(46) 網野誠(1986)pp.38-60を参照。

(47) 社団法人日本国際知的財産保護協会「諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際的動向に関する調査研究」(2012)を参照。

(2) 「立体商標」

この定義規定の中には、商品の形や役務を提供する場所(建物・車両など)の形、いわゆる立体的形状を商標とすることができるという日本商標法第2条のような直接的な表現⁽⁴⁸⁾はない。

しかし、前掲のように、商標の定義における「標識」には「形状」が含まれているので、立体的形状を商標にした「立体商標」が含まれることは明らかである。

(3) 最近の商標態様の保護

また、出願のときに説明書を付せば、音商標(sound trademark)、動的商標(dynamic trademark)、そしてホログラフィー表示(holographical display)の商標も保護されるとのことである。

(4) 周知商標の保護

定義規定の中に「周知商標(well-known trademarks)」への言及があり、かつ、第55条には別途、未登録周知商標の保護を規定する。これは、先例・先使用の事実を保護するコモン・ローの伝統であろう。

(5) 団体商標

定義規定の中に団体標章について言及があり、別途、第60条でも詳細に規定する。すなわち、「団体標章(collective trademarks)」は、地域社会の共同体(community)名称と商品・役務の普通名称の組合せである地域団体商標(special collective trademarks for geographical names)とされているが、その保護の要件は定められておらず、不明である。

(6) 証明標章

「第61条(証明標章)(1) 証明標章とは、次の商品又はサービス、すなわち、

(a) 業として取り扱われる又は提供されるもの、及び

(b) 原産地、材料、商品の製造方法又はサービスの履行方法、品質、精度その他の特徴に関して証明標章の所有者が証明したものを、

業として取り扱われ又は提供されたがかく証明されていないその他の商品又はサービスと区別するために用いることを意図する標章を意味する。(以下省略)」

ここでいう「証明標章(certifying trademarks)」⁽⁴⁹⁾は、

商標の「出所表示」「品質保証」の機能の顕現態様である。

4. 模倣品対策としての国境強制措置

シンガポールでは、何故か著作権を侵害する行為と商標権を侵害する行為に限り、刑事罰が科せられる(例:著作権法第136条(1)(a)(b)⁽⁵⁰⁾・商標法第46条(1)⁽⁵¹⁾)。

これは、著作権や商標権の侵害行為は、事実が判り易いことと、文化そして市場という公共領域(public domain)に対するインパクトが直接的で大きいことから採られた法政策であろう。

シンガポールでは、商標関係の模倣商品は、他のIPと同様に、民事訴訟手続で裁かれるが(法第31-35条)、「国境強制措置」による対策は特筆すべきものがある(商標法第81-100条)。また、このシンガポールの模倣品対策には、主要な政府機関が総動員されている⁽⁵²⁾。

これは、シンガポールが「貿易立国」し「IPハブ」を目指すことから来る当然の帰結であるが、IPに関する「法による支配」を実質論の「法の支配」に近づける努力の顕れでもあるといえる。

VI おわりに

シンガポールの経済発展は、絶対権力を有する権威主義者が展開した「開発体制」によるところが大であった。

この「開発体制」では、「開発法学」にいう指令法理が強く働き、導入したIP制度に「法の支配」の「実定性」を確保して、IP制度本来の意義である内国人の知的創造を喚起するために、市場を支配する市場法理と国内共同体の共同法理との整合調整が必要となる。

それは、単なる「貿易立国」から加工製造業も含んだ「オントレポー貿易」立国となったシンガポールの更なる発展に資する。

そのためには、シンガポールのIP制度の制度設計と運用は以下のようにあるべきである。

先ず「開発体制」では、内国人のIP創造の学校教育で、内国人を知識集約型労働力化することが望ましい。

(48) 日本商標法第2条 この法律で「商標」とは、人の知覚によって認識することができるもののうち文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの(以下「標章」という。)…省略…

(49) 特許庁「知財研紀要 Vol.21」[7 商標法における認証・証明マークの保護の在り方に関する調査研究](2012)を参照。

(50) JETRO(2012)『模倣品対策マニュアル シンガポール編(簡易版)』p.97を参照。

<http://www.globalipdb.unpit.go.jp/ipowp/wp-content/uploads/2013/09/1a888eod4e8da846dd617f27ccbf9614.pdf>

(51) 経済産業省・特許庁「諸外国の法令・条約等」[シンガポール商標法]を参照。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

(52) JETRO(2012)『模倣品対策マニュアル シンガポール編(簡易版)』pp.91,113を参照。

<http://www.globalipdb.unpit.go.jp/ipowp/wp-content/uploads/2013/09/1a888eod4e8da846dd617f27ccbf9614.pdf>

これによって IP に関する規範意識が高まり、「法の支配」の「実定性」も理想に近づく。

次に IP 制度を内国人に直接的に機能させるために、以下の諸点が改革の要となろう。

企業内発明・意匠創作の喚起の観点から、職務発明・意匠の職務創作における「特許・登録を受ける権利」の帰属原則を従業者側とする法改正が必要である。強制実施権設定は「事前協議」を前提とし、特に意匠の政府「強制使用」は廃止するべきである。また、特許制度では、特許要件の「進歩性」の基準は、「当業者」の範囲を狭く絞って、低く抑える。

特に、小発明・実用新案のような「中間技術」を保護するために、小特許制度/実用新案登録制度を、特許・登録前実体審査を伴って採用する。

非科学技術分野の意匠制度・商標制度の普及と運用強化は、シンガポールの当面の IP 創造力の幅を拡張するのに効果的である。

何れにしても、シンガポールがその歴史の宿命を背負いながら、経済的・社会的目的に向かって IP 制度を構築しようとしている姿勢は、とりわけ途上国においても学ぶべきものがあるのではないだろうか。

以上

参考文献

(英語文献)

- David Abdal, *Can Malaysia transit into the K-Economy? Dynamic Challenges, Tough Choices and the Next Phase*, Pelanduk Publications (M) Sdn Bhd, 2004, Malaysia
- Ernest Friedrich Schumacher, *Small is Beautiful*, Blond and Briggs 1973, London
- Frederic P. Miller, Agnes F. Vandome, John McBrewster (Ed.) *History of Singapore*, International Book Market Service Ltd., 2011, U.S.A. UK. Germany
- Government of Singapore “*UPDATE TO THE Intellectual Property Office of Singapore, Singapore*” 2017
https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/about-ipos-doc/full-report_update-to-ip-hub-master-plan_final.pdf
2019.5.23. Retrieved
- Ian Brown, *ECONOMIC CHANGE IN SOUTH-EAST ASIA, c.1830-1980*, 1999 (Second impression), KUALA LUMPUR OXFORD UNIVERSITY PRESS, 1997, Oxford, Singapore, New York
- IPOS, *Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS*, D. The person skilled in the art, Singapore
<http://www.sai-e.org.sg/intellectual-property-law-of-singapore-softcover-edition>
2015.7.10. Retrieved.
- Jothie Rajah, *AUTHORITARIAN RULE OF LAW Legislation, Discourse and Legitimacy in Singapore*, CANBRIDGE UNIVERSITY PRESS, 2012, New York
- Nick Cheesman, *Opposing the Rule of Law How Myanmar's Courts Make Law and Order*, Cambridge University Press, 2015, Cambridge
- Searb.co.uk “WINDSURFING INTERNATIONAL INC V TABUR MARINE (GREAT BRITAIN) LIMIED”
<https://swarb.co.uk/windsurfing-international-inc-v-tabur-marine-great-britain-limited-ca-1985/>

- Tom Bingham *The Rule of Law* Penguin Group, 2011, New York, New Delhi, London etc
- SUPREME COURT OF THE UNITED STATES pdf, 2011, “*MAYO COLLABORATIVE SERVICES, DBA MAYO MEDICAL LABORATORIES, ET AL, v. PROMETHEUS LABORATORIES, INC.*”
<https://www.supremecourt.gov/opinions/11pdf/10-1150.pdf>
- WIPO ADR, *WIPO Mediation, Arbitration, Expedited Arbitration and Expert Determination Rules and Clauses*, 2016
- World Justice Project, *Rule of Law Around the World*, 2019.
(<http://worldjusticeproject.org/factors>) 2015.7.10. Retrieved.

(日本語文献)

- 網野誠, 『商標』1996年
- アマティア セン, (池本幸生・野上裕生・佐藤仁共訳) 『不平等の再検討 潜在能力と自由』2010年
- 岩崎有夫 『アジア政治とは何か 開発・民主化・民主主義再考』2009年
- 岩崎有夫 『物語シンガポールの歴史 エリート開発主義国家の200年』2018年
- AIPPI・JAPAN, ASEAN 『主要国及び台湾における特許及び商標の審査規準・審査マニュアルに関する調査研究報告【特許編】』2015年
- 加藤浩, 『アセアン諸国の知的財産制度—第1回—シンガポール(上)』『特許ニュース』2017年
- 熊谷健一, 「寄稿 ASEAN 諸国における知的財産保護の状況と日本の協力」『ICD ニュース』第67号, 2016年, <http://www.moj.go.jp/content/001187305.pdf>
- 黄宗義, (西田太一郎訳) 『明夷待訪録』1964年
- 斎藤泰雄 『識字能力・識字率の歴史的推移—日本の経験』『国際教育協力論集』第15巻第1号, 2012年
- ブリアン Z. タマナハ, (四本健二監訳) 『法の支配をめぐる歴史・政治・理論』2011年
- フリードリッヒ A. ハイエク, (田中真晴・田中秀夫 編訳) 『市場・知識・自由—自由主義の経済思想—』2004年
- フリードリッヒ A. ハイエク, (西山千明 訳) 『隷属への道』2013年
- 安田信之, 『開発法学アジア・ポスト開発国家の法システム』2005年
- 吉藤孝朔(熊谷健一補訂) 『特許法概説第10版』1996年

【その他の文献】

- アルフィン サアット(幸節みゆき訳) 『短編集サヤン, シンガポール』2015年
- 伊藤武泰 『海外における植物新品種の保護制度の概要と手続上の留意点』『パテント』61巻9号, 2008年
- 欧州特許付与に関する条約, 1973年採択
- 外務省 『後発開発途上国, 貿易と開発』2019年
https://www.mofa.go.jp/gaiko/ohrlls/ldc_teigi.html
- Aceris Law LLC, 「国際仲裁情報, シンガポール国際仲裁」2018年
<https://www.international-arbitration-attorney.com/ja/international-arbitration-in-singapore/>
2019年12月4日アクセス
- キャサリン リム, (幸節みゆき訳) 『シンガポリアン・シンガポール』1992年
- 外務省 『シンガポール基礎データ 2019年』
<http://www.mofa.go.jp/mofa/area/singapore/data.html>
2019年5月5日アクセス
- 国立新美術館・森美術館 『図録 SUNSHOWER』2017年
- 経済産業省・特許庁 『諸外国の法令・条約, 外務省条約局和訳』
https://www.jpo.go.jp/sjoryou/s_sonota/fips/mokuji.jtm
2018年6月5日アクセス
- 経済産業省, 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_agreements/marrakech/index.html
- JETRO 『模倣品対策マニュアル シンガポール編(簡易版)』2012年,
<http://www.globalipdb.unpit.go.jp/ipowp/wp-content/uploads/2013/09/1a888e0d4e8da846dd6171272cbf9614.pdf>
2018年6月5日アクセス
- JETRO, (2018) 「工業および知的財産権供与に関する制度」
http://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_08.html
2018年6月5日アクセス
- タイ特許第4575号侵害刑事事件 CIPITC の判決文(1358/2542) (英訳 S&I アジア)

知的財産戦略本部「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」2003年
特許庁「シンガポールにおける強制実施権の概要」
http://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/senryaku_wg/document/09-shiryu/file4_6.pdf
2019年6月1日アクセス。
特許庁「知財研紀要」Vol.21「7 商標法における認証・証明マークの保護の在り方に関する調査研究」2012年
JETRO バンコク事務所知的財産部「シンガポール下位法令調査」2016年、
農林水産省「地理的表示(GI)保護制度」2019年
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/
2018年6月5日アクセス
社団法人日本国際知的財産保護協会「諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際的動向に関する調査研究」2012年
本橋美紀講演レジュメ, Patent Eligibility に関する米国特許業界の最新動向と考察, 日本大学法学部国際知的財産研究所, 2019年